

華学園栄養専門学校 管理栄養士科 履修に伴う規定等

1. 華学園栄養専門学校の目的（学則第1条）

本校は、学校教育法並びに栄養士法に基づき、栄養に関する知識及び技能を修得させ、併せて社会人として必要な一般教養を授けて栄養の指導者を養成し、もって国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 学校の名称（学則第2条）、課程、学科、修業年限（第5条）

学校名・課程	学 科	修業 年限	称号の授与（学則第23条）
華学園栄養専門学校 栄養専門課程（衛生関係）	栄養士科（昭和55年4月認可）	2年	専門士（栄養専門課程）
	管理栄養士科（平成21年4月認可）	4年	高度専門士（栄養専門課程）

3. 教育理念（目標）

現在のわが国は、少子・高齢社会であり、私たちを取り巻く食生活・健康問題は複雑化・多様化し、疾病構造も、がん、糖尿病を始めとする生活習慣病の増加にともなう医療費の増加が問題となっている。

このような時代背景を踏まえ、栄養士の業務は「給食運営」中心から「人の栄養管理」へ、「集団」から「個人」へのサービスへと変化し、さらに管理栄養士には、対象者個々人にあった栄養ケア・マネジメントの実践力と、多職種との連携による対象者のQOL（生活の質）の向上を満たすことができる能力が求められている。

華学園では、そうした社会のニーズに応えるべく「栄養の専門職業人として健康増進のための支援活動ができる人間性豊かな栄養士・管理栄養士の養成する」という教育理念（目標）のもと、各活動分野で活躍できる栄養士・管理栄養士養成を目指す。

① 校訓：「誠意・熱意・創意」

② 教育ポイント：「調理もたくみな栄養士」の育成

4. 教育方針

- ・医療の場：医療スタッフの一員として必要な専門知識及び、多職種との連携のためのコミュニケーション能力を身につけた栄養士・管理栄養士の育成。
- ・保健の場：健康の維持・増進のための栄養教育や栄養ケア・マネジメントを実践できる人材の育成。
- ・福祉の場：個人の命の尊厳や、意思・意欲を尊重し、自立支援を目的に栄養ケア・マネジメントが実践できる人材の育成。
児童福祉においては、食を通して心を育てる、食育推進のリーダーとしての意欲と実践力を持った人材の育成。

5. 栄養士・管理栄養士とは

栄養士	<u>都道府県知事</u> の免許を受けて栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者（栄養士法1条1項）
管理栄養士	<u>厚生労働大臣</u> の免許を受けて管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養の必要な栄養指導、個人の栄養状態等に応じた高度の専門的知識・技術を駆使した健康の保持増進のための栄養指導、特定給食施設において利用者の栄養状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者（栄養士法1条2項）

6. 教科課程（詳細は別表1参照）

（1）学則に定める教科目

・管理栄養士科

教育内容	栄養士法施行規則に基づく教育内容	本校学則に定める内容
	単位数	単位数
基礎分野	講義又は演習：42 実験又は実習：2	講義又は演習：40 実験又は実習：2
専門基礎分野	講義又は演習：28 実験又は実習：10	講義又は演習：32 実験又は実習：10
専門分野	講義又は演習：32 実験又は実習：12	講義又は演習：40 実験又は実習：14
選択必修科目		講義又は演習： 実験又は実習：12
選択科目		講義又は演習： 実験又は実習：1
合 計	124	150（151）

（151）は臨地実習1単位を選択した場合

（2）学則以外の科目など（資格取得講座）

①特別演習、②特別講座、③就職特別講座

7. 授業概要

（1）学期

2学期制：1年を前期（4月から9月）、後期（10月から3月）に分け、授業は学期毎に15回を行う。

（2）ホームルーム・授業時間

授業時限	4月1日～3月31日
ホームルーム	8:50～
1限目	9:00～10:30
2限目	10:40～12:10
3限目	13:10～14:40
4限目	14:50～16:20

(3) 単位について

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとする。また、本校の授業科目及び単位数は次のとおりである。

①講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。（講義90分授業×15回＝2単位、演習90分×15回＝1単位）

②実験、実習、研修については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。（実験・実習180分×15回＝1単位）

※科目の学修は、ただ単に受け身（消極的）の学習で終わらせるのではなく、自宅や図書室等を利用して自習し、その学習結果を整理し、応用を試みるなどしなければならない。

特に、講義・演習は授業外が自習を前提とした授業を行っているため、授業に出るだけでは十分に内容を習得（理解）できないので、学生は自ら学び、自ら研究する積極的な努力によって、学力の充実・向上を図るようにしなければならない。

『自習は、授業の課題だけでなく、予習・復習が必要かつ大切である。』

(4) 成績評価

授業の認定は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

授業評価（成績）方法は、出席時間及び試験成績、学習評価（臨時試験、平常の各種提出物、講義ノート、レポート等）を総合して行う。

本校での学習目標は、ただ単に筆記試験に合格することではなく、本校指定のカリキュラムに基づいて授業を履修し、それら（知識、技術等）を自ら体得することにある。したがって出席を重視する。

成績評価は、100点満点の評点で表し、S評価、A評価、B評価、C評価、F評価の5段階で表示する。

【成績評価の基準】

評価	評価基準点	単位付与	備 考
S	90 以上	合格	科目の目標を完全に到達している。
A	80～89	合格	科目の目標を十分に到達している。
B	70～79	合格	科目の目標を概ね到達している。
C	60～69	合格	科目の目標を最低限到達している。
F	60 未満	不合格	科目の目標を到達していない。
認	—	合格	他学校・他学科等で習得した単位の認定。

【客観的な成績指標の算出方法】

- ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均値を算出する。

《試験の種類と評点・評価》

①前期・後期別に定期的に行う試験を定期（本）試験といい、原則として全履修科目について実施し、60点以上を合格とする。

②病気、その他やむを得ぬ理由により定期（本）試験を受験することができなかった場合、本人の希望願に対して実施する試験を追試験という。

追試験受験を希望する者は、追試験願書を提出し受験料（1科目1,000円）を納入する。

追試験による成績は、80%の採点（素点に0.8掛けして評価）とする。

③定期（本）試験の結果、不合格となった科目について再度実施する試験を再試験といい、本人の希望願に対して実施する。

再試験受験を希望する者は、追試験願書を提出し受験料（1科目1,000円）を納入する。

再試験による成績は、合格か不合格のいずれかとし、合格の場合はすべて60点（評価＝可）とする。

④追試験及び再試験が不合格となった場合、当該科目は未修得（未履修）であり、卒業までに修得されなければ、所定の修業年限（4年間）での卒業はできない。

(5) 受験資格

全科目とも、当該期の授業時間数の3分の2以上出席しなければ、当該科目の定期（本）試験を受験することはできない。また、欠席レポートが未提出の場合は、受験資格を認めない。

受験できなかった科目は、次年度以降に再度履修しなければならない。

(6) 進級・卒業規定等

・管理栄養士科

①1年次終了（59単位修得）後、修得単位数が38単位未満の場合、次学年に進級できない。

②2年次終了（97単位修得）後、修得単位数が76単位未満の場合、次学年に進級できない。

③3年次終了（125単位修得）後、修得単位数が114単位未満の場合、次学年に進級できない。

④4年次終了後、全必修科目の修得単位数が150単位未満の場合、卒業はできない。

(7) 成績判定及び単位認定について

校長、教育部長、学科長、担任及び教務課担当者等による判定会議にて決定する。原則として、基準に達しない場合、(6)の規定に順ずる。

(8) 補習について

授業を欠席した者は、担当教員による補習課題を提出しなければならない。

担当教員は提出された課題を添削し、その内容が適切と判断した場合、補習が完了したものとする。

※指定のレポート用紙に欠席した授業内容をまとめ、クラス担任へ提出する。（担任の指示に従う）

(9) 臨地実習(管理栄養士科)

①必修科目：3年次の前期および後期に次の2施設で実習（履修）する。

a. 事業所給食（社員食堂）または高齢者施設 2単位（2週間／ 90時間）：給食の運営

b. 病 院 3単位（3週間／135時間）：臨床栄養、給食経営管理

②選択科目：3年次の後期に履修する（受講希望者：平成28年度8名）

a. 保健所・保健センター 1単位（1週間／ 45時間）：公衆栄養

③受講資格要件

a. 栄養教育論実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅰ及び給食管理実習が修得されていること。

b. 栄養教育論実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅱ及び公衆栄養学演習が履修中であること。

(10) その他

・管理栄養士科

4年次において学則で定めるすべての必修科目の履修がされているか、または履修見込みでなければ、所定期間の4年間で卒業できない場合がある。この場合、卒業年度での管理栄養士国家試験の受験はできない。